

## 「行政不服審査制度研究報告書」における方向性と今後検討を要する主な論点について

## ○ 総論

- ◎ 制度改革の理念をどう位置付けるか（①行政に対する国民の信頼の確保、②行政運営へのフィードバック機能の強化、③説明責任の徹底、④他制度との整合性、⑤行政改革の要請等）。
- ◎ 現行法の目的（国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保）は改正の必要があるか。  
不服申立ての対象を拡大させ、必ずしも直接は権利利益にかかわるとは言えない行政指導や行政上の契約等も不服申立ての対象に加えるのであれば、「国民の権利利益の保護」等、目的をより広くする必要があるのではないか。
- ◎ 簡易迅速性と客観性・公平性（第三者性）のどちらに重きを置いて改正するのか。
- ◎ 行政手続法との関係をどう捉えるか。
- ◎ 訴訟制度との関係はどう設定するか（訴訟前のスクリーニング（前捌き）、訴訟と並立等）。
- ◎ 行政不服審査法は法律に基づく処分のみならず、条例に基づく処分にも適用されるが（一律適用型。行政事件訴訟法も同じ。）、行政手続法は、条例に基づく処分については同法が適用されない（根拠法規区分型）。行政不服審査法については一律適用型のままでよいか、根拠法規区分型とするか。
- ◎ 法律の名称や、「不服審査」、「不服申立て」等の用語については整理する必要はないか（改正後の制度の全体像がある程度固まった段階で検討すべきものか。）。

## （注）

検討会における議論のメリハリに資するよう、以下の論点については、事務局の判断において、論点ごとに、制度の基本理念・根幹に関わるものについては「㊸」、実務上の問題に関わるものについては「㊹」、その他については「㊺」として分類している。

「行審研報告書」(H18.3)における 方向性	整理 番号	今後検討を要する主な論点
<p>1 不服申立適格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟との連続性にも配慮し、現行の取扱いを維持しつつ、行政事件訴訟法9条2項の趣旨・運用も注視しながら柔軟に対応していく必要がある。</li> <li>・ 団体の申立適格について、訴訟制度の動向も踏まえながら対応していく必要がある。</li> </ul>	<p>1-①</p> <p>1-②</p> <p>1-③</p> <p>1-④</p>	<p>④ 処分についての不服申立適格については現行法の規定及び解釈（取消訴訟の原告適格の具体的範囲と同一）を維持することでよいか。</p> <p>④ 行政内部の救済制度の申立適格は、行政事件訴訟法の原告適格より広くする必要はあるか（行政事件訴訟法の改正や判例の動向をみれば、既に原告適格の範囲は広がりつつあり、これ以上の広がりを明確に担保できるような規定を作ることとは困難か。）。</p> <p>④ 団体の申立適格については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきということによいか（参考：司法制度改革審議会意見書「少額多数被害への対応」）。</p> <p>④ 団体訴訟のような少額多数被害の状況はあるか、裁決の効果を不服申立人以外に及ぼす必要性のある場面はあるか、どのような分野で想定されるか。</p>
<p>2 申立ての種類及び審理の基本構造</p> <p>(1)「審査請求」と「異議申立て」の二元主義の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二元主義を廃止し、一元化を図る必要がある。</li> </ul>	<p>2-1-①</p>	<p>④ 不服申立ての種類を一元化した場合のデメリットをどう考えるか。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国については、地方支分部局の長に権限が委任されている場合、原則本省の大臣に審査請求を行えたのが、二元主義が廃止されると、職能分離を図りつつも、不服申立ての審理が当該支分部局限りで行われる場合が生じる。本省で審理してもらいたい者にとって、これは権利救済の後退になるのではないかという批判に対してはどう答えるか（ジュリストNo.1315、p.59参照）。</li> </ul>

<p>(2) 審理の基本構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分庁と申立人を対峙させ、処分担当者以外の者が審理を担当する対審的な構造とし、裁決は原処分権者より上位の者が行うことを原則とするなど、審理の公正性や申立人の手続的保障等に配慮した仕組みとしてはどうか。</li> <li>・ 本省や比較的組織の大きい地方支分部局などにおいて処分を行った場合には、処分担当課室等と別の課室等の担当者が審理に当たり、規模の小さい地方支分部局などにおいて処分を行った場合には、その上級行政庁に当たる機関の担当者が審理に当たることが考えられる。</li> </ul>	<p>2-1-②</p> <p>2-2-①</p> <p>2-2-②</p> <p>2-2-③</p>	<p>㊦ 不服申立ての種類を一元化した場合、例えば、これまで地方支分部局で行っていた事案についてもすべて本省で審理を行うこととなってしまいうことも場合によってはあり得るなど、審理が特定の担当に集中し、かえって迅速な処理の支障となるおそれも想定されることから、審理の集中に対する方策や二元主義を存続する類型を検討する必要はないか。</p> <p>㊦ 二元主義を廃止した場合、現在は処分庁又は審査庁にある決定・裁決権をだれに帰属させるか。</p> <p>㊦ 原処分が地方支分部局で行われた場合の不服申立ての審理を、当該部局と本省のいずれで行うか（審理担当者になるのがいずれの職員か）について、一般的な基準をどう考えるか。 実際に審理担当者を確保できるか。審理能力の確保は可能か。</p> <p>㊦ 行政官庁法理に基づく従来の規定に、担当者主義の規定をどう織り込むか。制度上の呼称をどうするか。</p>
---	---	--

<p>・ 処分権限を民間検査機関など行政機関以外の者に委任した場合には、本来の処分権限を有する行政機関が審理を行うことを統一ルールとしてはどうか。</p> <p>(3) 不服申立ての提出先</p> <p>・ 処分庁だけでなく、処分庁の所属</p>	<p>2-2-4</p> <p>2-2-5</p> <p>2-3</p>	<p>(現行の規定では、審理を行う主体は、審査庁という行政官庁法理に基づく主体となっているが、処分担当者と審理担当者という行政官庁法理から外れた考え方をを用いる場合、どのように規定するか。)</p> <p>㊦ 「処分担当者」、「審理担当者」の定義又は要件を書く場合、どのようなものになるか(処分担当者については「処分の決裁を起案した者」、「処分の内容等について実質的に判断した者」等。審理担当者については、「処分担当者以外の者で中立的な判断ができる者」等)。</p> <p>㊧ 「処分担当者」、「審理担当者」の定義又は要件を書かない場合、どのような規定とするのか(審理の基本原則の一部として、執行と審理の分離を書くなど)。</p> <p>㊨ 大量処分の分野などにおいては、様々な事例があるために、厳密な対審構造を採ることは、迅速処理に困難をきたす場合があり、また、行政分野ごとの専門性の度合いに応じて審理担当者に要求される専門性の度合いにも差異があり、さらに、行政組織の各分野・各段階における人材資源の状況にも差異があるので、これらの状況や審理段階に応じて、緩やかな対審構造を認める必要はないか(藤村先生)。</p> <p>㊩ (民間検査機関等へ処分権限を委任した場合の不服申立ての処理については、)現状では個別法に特例として規定されているが、統一ルールとして定めるか。</p> <p>㊪ 提出先での不服申立書の滞留を避けるための方策が必要ではないか。</p>
---	--------------------------------------	--

<p>する府省等にも提出できることとしてどうか。</p>		
<p>(4) 審理段階の簡素化</p>		
<p>・ 大量に行われる処分や第三者機関が関与するなど二段階審理とする合理的な理由があるものを除き、審理は原則一段階としてはどうか。二段階の審理を存置する場合であっても、二段階目の審理については不服申立前置を排除し、直接訴訟を提起することも許容してはどうか。</p>	<p>2-4-①</p>	<p>㊤ 二段階審理とする合理的な理由があるものにはどのようなものがあるか(㊤大量に行われる処分に対するもの、㊤いずれかの段階で第三者機関が関与するなど。) (参考) ・ 訴願制度改善要綱では「審査請求を認めることとなる処分のうち、課税処分その他大量集中的に行なわれ、かつ、当該処分に対する不服が概して要件事実の認定の当否に係る処分については、法律で異議申立てをすることができるものとするところ。」とされていたところ。</p>
	<p>2-4-②</p>	<p>㊤ 二段階審理を特殊類型として認めるとした場合、どのような審理の類型を設けることとするか。その場合、どのような審理構造とし、申立人の手続的権利等についてどの程度まで規定することとするか。</p>
	<p>2-4-③</p>	<p>㊤ 二段階目の審理について不服申立前置を原則として排除することによいか。例外を認める場合、その要件をどうするか。</p>
<p>・ 現行の処分権限を委任した場合における再審査請求については、審理を行う者を調整することにより対応すればよいものとする。</p>	<p>2-4-④</p>	<p>㊤ 「審理を行う者を調整する」方策としては、どのようなものが考えられるか(藤村先生)。</p>
<p>(5) 不作為に対する不服申立ての取扱</p>		

<p>い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分と同様の手続とすればよいものとする。</li> <li>・ 行政手続法の標準処理期間や審査の進捗状況等の情報提供に関する規定により、大部分は代替されているという見方もある。</li> </ul>	<p>2-5-①</p> <p>2-5-②</p> <p>2-5-③</p> <p>2-5-④</p>	<p>㊤ 不作為に対する不服申立てをどのように位置付けるか。また、その不服申立ての内容として、事前手続について定めた行政手続法を前提にして、現行の行審法の規定どおり「なんらかの行為」を求める申立てとするか、あるいは、申請に対する処分内容まで求めることができるような申立てとするか。</p> <p>㊥ 不作為庁における事務処理の促進という目的から、不作為庁（不作為担当者）が審理を行う合理性もあるのではないか（処分前の不服と後の不服では扱いを変える余地はないか。）。</p> <p>㊦ 不作為の不服申立適格は申請者限定でよいか。</p> <p>㊧ 不作為に対する不服申立てについては、処分に対する不服申立てと別の類型として定めることとするか。また、申立人の手続的権利をどこまで保障することとするか。</p>
<p>（6）第三者性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、申立件数の多い分野や専門的判断を要する分野などにおいて個別に設けられている第三者機関の在り方については、更に検討する必要がある。</li> <li>・ 現在、第三者機関が関与していない行政分野について、情報公開・個人情報保護審査会のような仕組みを設け、各行政機関からの諮問を受</li> </ul>	<p>2-6-①</p> <p>2-6-②</p>	<p>㊤ 現存する個別の第三者機関の在り方については更に検討する必要はないか。</p> <p>㊦ 分野横断的第三者機関は、裁決機関とするか、諮問機関とするか。分野横断的第三者機関を裁決機関とした場合、分担管理原則と抵触しないか。（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「行政不服審査法においては、直近上級行政庁以外に法律により審査庁を定めることがで</li> </ul>

<p>ける形として分野横断的に処理を行うことが一つの選択肢ではないかと考えられる。</p> <p>・ 第三者機関には、学識経験者、専門家等の参加も可能とするような参与制度などの活用も視野に入れるべき。</p>		<p>き、現に、社会保険審査会などのその例がみられ、これが分担管理原則に違反するものでないことに異論はない。これに対して、行政部内に横断的、総合的な裁決権を有する不服審査機関を設置することができるかどうかの問題は未解決な問題として残されている。すなわち、横断的行政救済機関が答申、勧告、措置要求にとどまる場合については、すでに国地方係争処理委員会、情報公開・個人情報保護審査会にその例がみられる。このような、横断的機関としては私人との関係における総合的行政審判を設置し、これに、対外的法効果を有する裁決権まで付与することも考えられる。これが全体としての主任の大臣の分担管理を侵害するものであるかどうかの問題となる。」（塩野・行政法Ⅲ[第三版]p.61～）</p> <p>2-6-③ ㊦ 分野横断的第三者機関は新たに設置するべきか、既存組織の統合等により可能か。分野横断的第三者機関の処理能力をどのように確保するか。</p> <p>2-6-④ ㊦ 分野横断的第三者機関の処理能力を補完するために、当該分野の専門家等からなる参与制度を設けてはどうか。 事案によっては、特定分野の専門家が分野横断的第三者機関の委員として参加すべきものがあるのではないかと（藤村先生）。</p> <p>2-6-⑤ ㊦ 分野横断的第三者機関について通達審査権など処分庁に拘束されない手立てを明記すべきか。</p> <p>2-6-⑥ ㊦ 分野横断的第三者機関での審理において、申立人のアクセス等に問題は生じないか。これを担保する仕組みは必要か。</p> <p>2-6-⑦ ㊦ 二段階審理を認めるケースについての分野横断的第三者機関への諮問はどのようにするのか（藤村先生）。</p>
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関の審理にかからしめるものとして、㊸当該処分により申立人が重大な権利利益の侵害を被るもの、㊹審理担当者が踏み込むことには一定の限界があると考えられるものなど、特に慎重な手続を要する処分に限定することが適当と考えられる。</li> </ul>	2-6-㉘	<p>㊸ 分野横断的第三者機関に付議する案件をどう絞り込むか。  (㊸処分の性質で分ける考え方、㊹機関側で判断する考え方(審理担当者が職権で分野横断的第三者機関へ上げるかどうか判断する、あるいは、分野横断的第三者機関の方が受けるかどうかを判断するなど)等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関における手続についても、処分庁が一方の当事者として参加する対審的審理構造を採ることとしてはどうか。</li> </ul>	2-6-㊸	<p>㊸ 諮問機関と処分庁の一方当事者としての参加とは、マッチするか。  裁決権者の指名する審理担当者による審理と対審的構造による審理との関係をどのように理解するのか。  分野横断的第三者機関における処分庁の参加を認める場合には、代理人による参加、書面による参加などを許容する必要はないか(藤村先生)。</p>
<p>(7) 地方公共団体における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の状況を踏まえ、単独で第三者機関を設置することのほか、共同の処理機関を設けるなど、第三者性の確保の配慮について検討すべき。</li> </ul>	2-7-㊸	<p>㊸ 第三者性確保方策については、地方分権の趣旨から、地方公共団体がある程度自由に制度設計できるようにすべきではないか。(地方公共団体が具体的にどのような第三者性確保方策をとるかは、条例で定めることができるようにすることでよい。)</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、仮に裁決機関とする場合には、裁決機関を置くことができるという規定は法律に書く必要がある。</li> </ul> <p>(地方自治法 138 条の4の1 項は「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く」として執行機関の法律主義を定めていることから、条例では裁決機関を置くことはできず、法律で裁決機関を置くこ</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定的関与については、審査請求と異議申立ての二元主義の廃止の一環として縮減すべきではないか。</li> </ul>	2-7-②	<p>とができる旨、規定する必要がある。(塩野・行政法Ⅱ[第四版]p.22 参照))</p> <p>㊤ 裁定的関与についてはどのように見直すべきか。</p>
<p>3 審理手続</p> <p>(1) 審理の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審理の在り方を努力義務の形で規定することにより、審理においてあるべき原則を担保することが考えられる。</li> </ul> <p>(審理の在り方)</p> <p>㊲ 原処分維持の姿勢を前提とするのではなく、客観的に審理を行うこと。</p> <p>㊳ ㊲の実現のため、原処分を行った者と別組織の者が審理に関わることが望ましいこと。</p> <p>㊴ 争点の明確化に努めること。</p> <p>㊵ 不当性も含め審理を行うこと。</p> <p>(2) 審理権限と審理担当官</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審理権限の帰属を明確化するとともに、審理担当官に係る規定を設けてはどうか。</li> </ul>	<p>3-1-①</p> <p>3-1-②</p> <p>3-1-③</p> <p>3-1-④</p> <p>3-2-①</p> <p>3-2-②</p>	<p>㊶ 審理の原則としてどのような事項を規定するか。</p> <p>㊷ 審理の原則を努力義務の形で規定するだけでなく、審理の中立・公平性を確実に担保するために、職能分離に関する規定を法令に規定するなどの必要性はないか(審理担当者の除斥事由規定、処分担当者と審理担当者の分離規定を設ける等)。(ジュリストNo.1315、p66 参照)</p> <p>㊸ 行政不服審査制度のメリットとされている不当性審査を行わせるための方策は、努力義務で規定することでよいか。</p> <p>㊹ 処分庁ないし上級行政庁とは言い難く、専門性も有しない「処分担当部署(課室等)と別の部署の担当者」である審理担当者が、理論上、また実際上、原処分の「当、不当」を判断することができるか(藤村先生)。</p> <p>㊺ 裁決権者(大臣等)の権限と審理担当官の権限をどう整理するか。</p> <p>㊻ 審理担当官の指名基準(条件)をどうするか。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>審理担当官は裁決権者が指名することとしてはどうか。</li> </ul>	<p>3-2-③</p> <p>3-2-④</p> <p>3-2-⑤</p>	<p>㊦ ALJ（行政法審判官）制度を参照した審理主宰者任用制度の創設の是非（水野先生）。</p> <p>※ ALJ=Administrative Law Judge の略。米国連邦行政手続法では、行政法審判官（以下、審判官という。）になるための要件として、アメリカ国内の弁護士資格を有しなければならない。審判官は、訴追又は調査に関与するいかなる者に対しても責任を負わず、かつ、その監督に服しない。また、審判官が担当する事件は、可能な限り輪番制で配分される。審判官の決定は、法律上はあくまで第一次決定に過ぎず、審査請求又は行政機関の職権による審査で取り消されうる。しかし、多くの場合、審判官の決定がそのまま行政機関の最終決定となっている（参考文献：宇賀克也「アメリカ行政法」第2版）。</p> <p>㊦ 執行停止の原則化（ないし義務的執行停止要件の大幅緩和）の是非（水野先生）。</p> <p>㊦ 裁決権者が審理担当者の審理を不十分と認めた場合など、両者の関係をどのように調整するか（藤村先生）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>審理担当官による職権探知に関する規定を置くとともに、これにより知り得た資料等について申立人による閲覧を認めるなど、申立人の不意打ちとならない工夫が求められるのではないか。</li> </ul>	<p>3-2-⑥</p> <p>3-2-⑦</p> <p>3-2-⑧</p> <p>3-2-⑨</p> <p>3-2-⑩</p>	<p>㊦ 当該処分庁（処分担当者）にも閲覧を認めるか。</p> <p>㊦ コピーを認めるか。認める場合の費用負担をどうするか。</p> <p>㊦ 閲覧を拒むことができる条件をどうするか。</p> <p>㊦ 職権探知で得た資料の存在をどのように申立人に知らせるか（リスト作成、それとも対象を特定せず一括請求か）</p> <p>㊦ 申立人から参考人陳述、物件提出、検証等の申立てがあった場合に、審査庁（審</p>

<p>・ 審理担当官の権限として、処分庁及び第三者への資料提出要求権を明確に規定するなど審理促進の観点からの規定の整備を行う必要があるのではないか。</p> <p>(3) 不服申立人の手続的権利</p> <p>・ 口頭意見陳述において処分庁側の職員に対する申立人の質問権を認めてはどうか。</p> <p>・ 口頭意見陳述を行わない場合にも、処分庁側が弁明書を提出し、申立人が反論書を提出できることとしてはどうか。</p>	<p>3-2-11</p> <p>3-2-12</p> <p>3-2-13</p> <p>3-3-1</p> <p>3-3-2</p> <p>3-3-3</p> <p>3-3-4</p>	<p>理担当官)は、正当な理由がない限り、これに応じる義務があるということを規定すべきか。</p> <p>㊦ 行政不服審査制度が達成すべき目標との関係で、職権探知で得た資料を対象とする閲覧制度の趣旨をどのように位置付けるか(中川先生)。</p> <p>㊦ 提出期限を設定するか(現行の27条等の手続についても併せて設定するか)。</p> <p>㊦ 提出要求の実効性の担保が必要か(証明する資料が提出されない場合には資料がないとみなす等)。</p> <p>㊦ 処分庁(処分担当者)に対する質問権の広範な付与は、「迅速な審理」の要請と相反することとなり得るので、申立ての内容、処分の性質(当該処分により重大な権利利益の侵害を被るものなどに限定)、大量処分の分野など、ケースに応じて、柔軟・多様なものとする余地はないか(例えば、審理担当者の判断による書面主義の選択、処分庁の代理人による参加、審理担当者への審理指揮権、審問廷秩序維持権限の付与など)(藤村先生)。</p> <p>㊦ 口頭意見陳述は本案審理についてのみ認められるか、要件審理についても認められるか。</p> <p>㊦ 口頭意見陳述に処分庁の出席を義務付ける規定が必要か。</p> <p>㊦ 質問への回答義務を規定することは必要か。</p>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の口頭意見陳述では意義に乏しいという意見もあることから、意見陳述の内容面で工夫を行う必要がある。</li> <li>・ 事務処理の遅延の原因となっている口頭意見陳述の日程設定の迅速化について検討する必要がある。</li> <li>・ 処分関係書類全般に対する不服申立人の閲覧・謄写権を認めることが適当と考える。閲覧等の拒否事由は行政手続法 18 条の聴聞の場合と同様としてはどうか。</li> </ul> <p>(4) 事前・事後の手続を統一的に把握する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴聞を経た処分についても不服申立てを認める必要があるのではな</li> </ul>	<p>3-3-⑤</p> <p>3-3-⑥</p> <p>3-3-⑦</p> <p>3-3-⑧</p> <p>3-3-⑨</p> <p>3-3-⑩</p> <p>3-3-⑪</p> <p>3-3-⑫</p>	<p>㊦ 処分庁による意見陳述・質問権について規定する必要はないか。</p> <p>㊦ 書面審理においても、申立人による質問書の提出権を認める規定を置く必要はないか。</p> <p>㊦ 口頭意見陳述の審理指揮に関する規定を置く必要はないか。</p> <p>㊦ 口頭意見陳述の日程設定が事務処理の遅延の一つの原因となっているため、処理の迅速化の観点からの措置にはどのようなものが考えられるか。</p> <p>㊦ どのような資料が存在するかについて申立人が把握できる仕組みは必要ないか。</p> <p>㊦ コピーを認めるか。認める場合の費用負担をどうするか。</p> <p>㊦ 行政不服審査制度が達成すべき目標との関係で、処分関係書類全般を対象とする閲覧制度の趣旨をどのように位置付けるか（中川先生）。</p> <p>㊦ 閲覧を拒むことができる条件をどのようにするか（中川先生）。</p>
---	---	--

<p>いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴聞の機会が付与されていない処分については、本人の申立てによる口頭意見陳述（又は弁明書の提出）を認める必要がある。</li> <li>・ 提出された弁明書の活用など、手続の合理化を検討すべきである。</li> </ul> <p>(5) 裁決・決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二元主義の廃止に伴い、裁決・決定の一本化を図るとともに、義務付け的なものを可能としてはどうか。</li> </ul>	<p>3-4</p> <p>3-5</p>	<p>㊦ 手続の合理化としてどのようなものを探るべきか（藤村先生）。</p> <p>㊦ 処分庁ないしその上級行政庁とは言い難い「第三者機関」ないし「処分担当部署（課室等）と別の部署の担当者」である審理担当者が、理論上、また事実上（特に、後者は専門性も有しないことから）、「義務付け的なもの」の命令を発するべきか否か判断することはできるか（藤村先生）。</p> <p>㊦ 事情裁決の見直し（水野先生）。</p>
<p>4 申立期間及び審理期間</p> <p>(1) 申立期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主観的不服申立期間について、行政事件訴訟法の出訴期間と平仄を合わせて、6か月に延長することが望ましい。</li> <li>・ 客観的不服申立期間については、引き続き存置することとしてはどうか。</li> </ul>	<p>4-1-①</p> <p>4-1-②</p> <p>4-1-③</p>	<p>㊦ 個別の分野においては、行政運営の安定性確保のため、不服申立期間を延長すべきでないものもあるのではないか。</p> <p>㊦ 6か月目に不服を申し立てられても、事情裁決をする以外ないケースがあるのではないか。</p> <p>㊦ 不服審査制度の申立期間の短縮許容の基準は、昭和35年訴願制度調査会答申</p>

<p>(2) 審理期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準的処理期間を個別に設定し公表するとともに、申立人の求めに応じて進行状況等を示すことを審理を行う行政機関の努力義務としてはどうか。</li> </ul>	<p>4-1-④</p> <p>4-1-⑤</p> <p>4-2</p>	<p>と同様でよいか。申立期間の長期化に伴い、この基準は緩和する必要はないか(藤村先生)。</p> <p>㊦ 郵送に要する日数の不算入規定を削除すべきか(藤村先生)。</p> <p>㊦ 不服申立期間の廃止(二面関係)の是非(水野先生)。</p> <p>㊦ 審理と裁決を別の部署が行う場合には裁決機関が標準処理期間を設定し、公表することするか。</p>
<p>5 処分に関する新たな救済態様</p> <p>(1) 処分の名あて人本人による申立て</p> <p>ア 処分の名あて人本人による利益処分の義務付けについては、処分権限を有する行政機関に義務付ける形式の裁決を明文化すべきではないか。</p> <p>イ 処分の名あて人本人による不利益処分の差止めについては、行政手続法の不利益処分に対する事前手続の適用を考慮すべき。</p>	<p>5-1-①</p> <p>5-1-②</p> <p>5-1-③</p>	<p>㊦ どのような場合に義務付け・差止めを求めることができることとするか。行訴法のように重大な損害の発生の有無を要件とする必要はないか。</p> <p>㊦ (1)イ及び(2)ア・イの場合における救済は、事前手続を定めた行政手続法により対応することとしてよいか。</p> <p>㊦ 行訴法のように無効確認の不服申立てを認める必要性はないか。</p>

<p>(2) 第三者による申立て</p> <p>ア 第三者による不利益処分の義務付けについては、行政手続法の不利益処分手続における参加人の規定の強化で対応してはどうか。</p> <p>イ 第三者による利益処分の差止めについては、行政手続法の参加手続の強化により対応してはどうか。</p>		
<p>6 処分以外のものに対する不服申立て</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分以外の行政上の行為の中で、国民の権利利益に触れるような場合には、不服申立制度を設けておくことが望ましい。</li> </ul> <p>ア 行政指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠が法定されているものについては、法令に定める要件に照らして救済を認めることは意義がある。</li> <li>・ 根拠が法定されていないものについては、行政手続法に反しているものや法令の趣旨を逸脱しているものについて、救済の道を設ける必要がある。</li> </ul>	<p>6-①</p> <p>6-②</p> <p>6-③</p> <p>6-④</p> <p>6-⑤</p>	<p>Ⓐ 処分以外の行政上の行為に対する不服申立制度の基本的性格はどうするか(苦情処理に近いものとして制度設計するか、現行不服申立制度に近いものとして制度設計するか。)</p> <p>Ⓐ 行政苦情あっせん・行政苦情相談等の現行制度との関係をどのように整理すべきか。</p> <p>Ⓑ 処分に対する不服申立ての場合と異なる取扱いを行うべき手続はどの部分か。例えば、不服申立適格については規定を書き分けるべきか。</p> <p>Ⓑ 行政指導については、行政手続法の適用除外規定と同様に、適用除外の範囲を考えてよいか(藤村先生)。</p> <p>Ⓑ 行政指導、行政指導以外の事実行為及び行政上の契約について、⑧その範囲、⑨違法性・不当性の判断基準、⑩その救済方法についてはどうするか(「行政不</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の行う法令の根拠のないものの取扱いについては、なお検討の必要がある。</li> </ul> <p>イ 行政指導以外の事実行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単発の行為で継続性のない事実行為については、何らかの形で不服申立てのみちをもうけることが必要ではないか。</li> </ul> <p>ウ 行政上の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政上の契約のうち、遵守すべき規範が民事上のものと別途の形で存在しているものについて、不服申立ての手続を設けることが適当ではないか。</li> </ul> <p>エ 行政立法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見公募手続のような事前手続の充実により対応することを基本とし、処分性を有するとされるもの以外は、不服申立ての対象とすることは適当でない。</li> </ul> <p>オ 行政計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一的な救済制度ではなく、分野</li> </ul>	<p>服審査制度の特定事項に関する調査研究報告書」における方向性と今後検討を要する論点について事務局において整理中)。</p>
---	---





	7-3-④	㊦ 不服申立てに国家賠償請求訴訟の時効中断効を付与することの是非（水野先生）。
--	-------	---